

# 会津若松市庁舎検討懇談会設置要綱

(平成 27 年 8 月 24 日決裁)

(設置)

第 1 条 本市のまちづくりの指針となる会津若松市第 7 次総合計画の策定に向け、市役所庁舎の位置づけを検討するため、市民参加による庁舎検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、市長へ報告する。

- (1) 市役所庁舎に必要な機能に関すること。
- (2) 市役所庁舎の建設や保存、活用等の時期に関すること。
- (3) その他市役所庁舎のあり方に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、市の区域内に居住する者、学識経験者及び各種団体から推薦された者 16 人以内の委員によって構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、懇談会の第 1 回会議の日から平成 28 年 3 月 31 日までとし、当該終了の日以前にその職を退いた委員の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、座長がこれを招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。